

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員、地域社会等といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

なお、当社の主要株主である株式会社ベクトルは当社の親会社に該当しております。当社は、支配株主との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行なう場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で取引を実施する方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベクトル	2,200,000	85.60
GMCM Venture Capital Partners I Inc	320,000	12.50
山口 拓己	42,000	1.60
山田 健介	8,000	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無 更新	株式会社ベクトル (上場:東京) (コード) 6058

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	2 月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社が支配株主グループと取引を行う場合には、少数株主保護の観点から取引条件等の内容の適正性・妥当性を第三者との取引条件と比較検討し、経済合理性に合う意思決定をしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は株式会社ベクトルの子会社であり、親会社から役員の派遣を受けるとともに、当社のプレスリリース配信サービスを提供しております。当社は、自らの経営方針に基づいた事業運営を行っており、株式会社ベクトルによる事業上の制約は特になく、上場会社としての、親会社等からの独立性は十分に確保されていると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	5 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 高太郎	他の会社の出身者		○									
田中 善一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 高太郎		山本高太郎氏は、親会社である株式会社ベクトルの執行役員であります。	他の会社において重要な役職を歴任し、幅広い経験があるため、当社の経営に必要な人材であると考え、親会社へ要請し取締役に就任に至りました。
田中 善一郎	○	—	他の会社において取締役として豊富な経営経験があり、インターネットビジネスにおける幅広い見識を有していることを考慮して、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、代表取締役の任命を受けた経営企画本部が内部監査を担当し、内部監査担当者1名が内部監査計画に基づき、毎月定期的に監査を実施しております。監査結果につきましては、代表取締役へ報告しております。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行および経営の適正性を監査しております。また、内部監査の内容と結果の報告を受け

るとともに、必要があれば内部監査に同席しております。
監査役、会計監査人、経営企画本部は、会計監査および内部統制監査の結果を情報共有し、連携体制を構築しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
向川 壽人	公認会計士													
田中 紀行	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向川 壽人	○	—	会計の幅広い経験・見識を有しており、公認会計士として適切な監査をしていただける方と判断し、選任いたしました。
田中 紀行	○	—	法務の幅広い経験・見識を有しており、弁護士として適切な監査をしていただける方と判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

企業価値向上および業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------------------------	-------------------

該当項目に関する補足説明 更新

上記付与対象者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示して

おります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬総額の範囲において、代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役・社外監査役に対しては、経営企画本部が窓口となって情報提供を適宜行っており、取締役会の議題や資料を事前に配布し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 取締役会について

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行なう他、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

2. 監査役会について

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名で構成され、うち1名は常勤監査役、2名が社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。監査役会は原則毎月1回開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 内部監査について

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、経営企画本部が中心となってその業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。内部監査結果は代表取締役社長に報告する他、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。監査役の過半数を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査部門と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および第2四半期決算発表後に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIRサイトを開設し、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営企画本部にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対し、適時に且つ正確な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めており、概要は以下の通りです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。

(b) 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

(c) コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。

(b) 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

(b) 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、組織規程及び職務権限規程を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

(b) 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行なうため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

(c) 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び職務権限規程を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならぬものとします。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 当社は、取締役会の他、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。

(b) 監査役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行なうとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(b) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、および会社の利益あるいは自己保身のために、反社会

的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

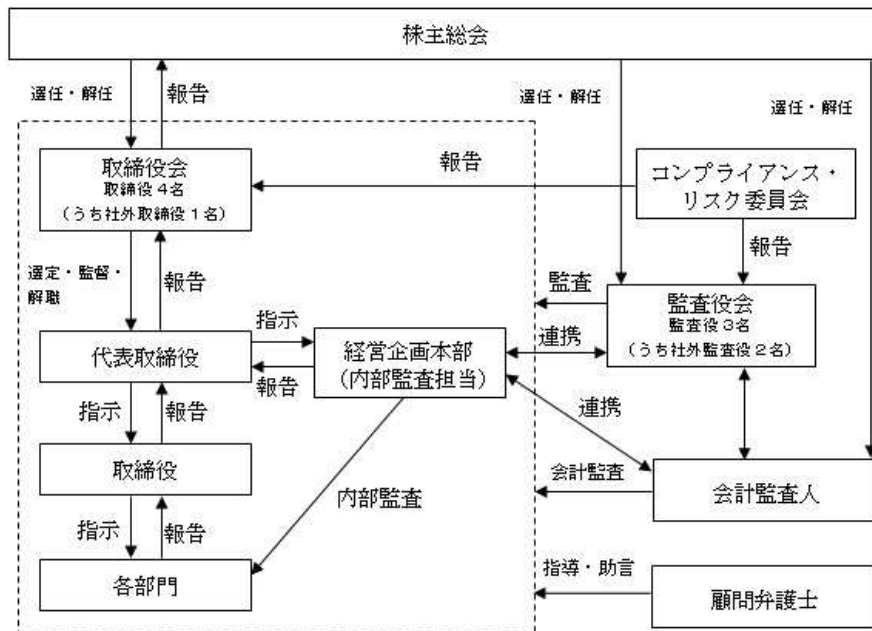
買収防衛策の導入の有無 **更新**

なし

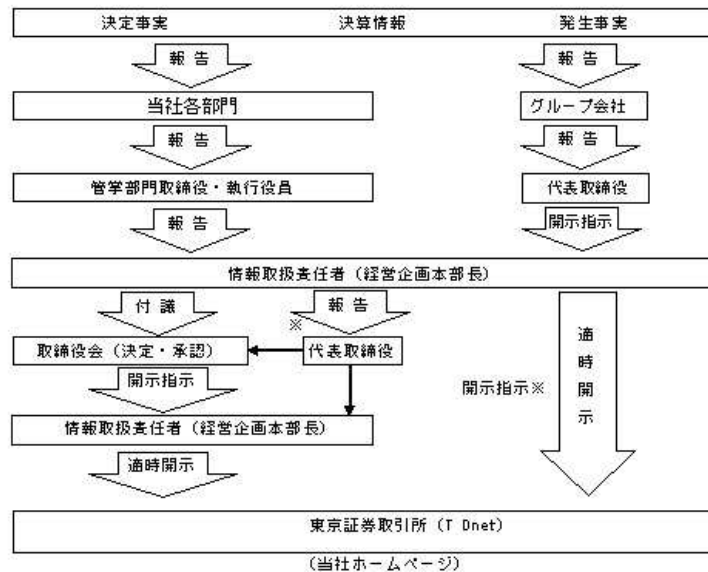
該当項目に関する補足説明 **更新**

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



※緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告。